

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付をいずれも支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B所在のC株式会社（以下「会社」という。）に雇用され、標高2,870メートルのD山荘（以下「山荘」という。）において、宿泊者の接客係として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月中旬頃から、吐き気や下痢が止まらなかったとして、同年〇月〇日にE医院に受診し「感染性胃腸炎」と診断された。また、同年〇月〇日にはFクリニックに受診し「急性胃炎等」と診断され、同年〇月〇日にはH病院に受診し、「過敏性腸症候群」と診断された。

請求人は、「感染性胃腸炎」、「急性胃炎等」及び「過敏性腸症候群」を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求（以下「前回請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人に発病した上記の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日日付けでこれらを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、審査請求期間を超過してされた不適法なものであるとして平成〇年〇月〇日付けでこれを却下（以下「前回決定書」という。）したので、請求人は、さらに、この決定を不服として再審査請求に

及んだが、当審査会は、審査官の決定は妥当なものであると判断し、平成〇年〇月〇日付けでこれを却下する旨の裁決をした。(以下「前回裁決」という。)

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に、過敏性腸症候群、不眠症及び双極性障害の傷病名により、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、既に確定している前回処分に対し、これを不服とした同一趣旨の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした(以下「本件処分」という。)

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件再審査請求は、請求人において、監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分について不服であるというものであるが、同請求書の内容をみると、①G病院において、傷病名「過敏症腸症候群、不眠症、双極性障害」、療養期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの診療実日数12日分の療養補償給付及び②同期間における391日分の休業補償給付を請求しており、災害の原因及び発生状況については、標高2,870メートルの山荘において、宿泊客や休憩客の接客係として、1か月勤務した頃から体調を崩し下痢をするようになり、1か

月半勤務した〇月末頃から下痢に加え、ひどい嘔吐を伴い就労不能となって病院にかかった旨、記載されている。

- (2) また、請求人は、前回請求において、監督署長に、前項の災害の原因及び発生状況と同様、山荘から下山後、下痢、嘔吐を繰り返し、発熱等があり、嘔吐は止まったが下痢が止まらないとして、①E医院における、傷病名「感染性胃腸炎」、療養期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの診療実日数3日分の療養補償給付、②Fクリニックにおける、傷病名「胃潰瘍の疑い（急性胃炎、急性腸炎）」、療養期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの診療実日数4日分の療養補償給付、③H病院における傷病名「過敏性腸症候群（下痢、腹痛）」、療養期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの実診療日数2日分の療養補償給付及び④平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの51日分の休業補償給付を請求しているが、監督署長は、前回処分において、これらを支給しない旨の処分を行っている。
- (3) その後、請求人は、前回処分を不服とし再審査請求を行ったが、当審査会は、前回裁決において、「本件請求は、（審査）請求期間を超過しており、その超過したことについて正当な理由があったことの疎明がないので、適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥当なものであると判断し、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。」として、「本件再審査請求を却下する。」旨の裁決を行っている。
- (4) 以上の経過等からみるに、本件については、前回処分と災害の発生原因を同一とし、請求期間を異にするところの保険給付請求（いわゆる「後続請求」）と判断され、前回請求に対する前回処分が業務上の事由によるものとは認められないものとして既に処分済みであることにより、その後続請求に対する本件処分については、客観的に精神障害を発病させるおそれのある強い心理的負荷があったと認められる出来事等について、新たな事実が認められない以上、棄却されるべきものと判断する。
- (5) もっとも、請求人は、請求人に下痢や嘔吐の症状が出現した発病時期について、前回請求時における事実認定に誤りがあると主張していること、並びに本件処分時には、精神障害の業務起因性の判断に関して、「心理的負荷による精

神障害等に係る業務上外の判断指針について」（平成11年9月14日付け基発第544号）に代わる、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）が策定されていることに鑑み、当審査会として、念のため、認定基準に基づき本件疾病の業務起因性について検討したところ、次のとおり判断する。

ア 請求人は、I医師の意見書及びJ医師の意見書を根拠として、発病の時期は平成〇年〇月〇日と主張するが、前回請求時の監督署の聴取に際し、請求人が、発病の経緯等について殊更記憶に相違する事実を述べるとは想像し難く、現に、症状出現の年月日、血便が出た月日を明確に申述しており、その聴取結果を基に専門部会が発病時期を同月中旬と判断しているものであり、当審査会としても、専門部会の医学的見解は妥当なものと判断する。

イ 請求人の労働時間については、精神疾患の発病をもたらすがごとき長時間労働が行われたと認めることはできず、また、請求人の業務による心理的負荷が大きいものとも評価できない。結果、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に当てはめ評価すると、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、請求人の心理的負荷の総合評価を「中」と判断するのが相当で、請求人の心理的負荷の総合評価は「強」とは判断できない。

ウ 上司から請求人に対して厳しい発言があった等の主張を考慮し、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求代理人は、請求人が連続10日間の深夜時間帯にまで及ぶ勤務を2度行ったことの心理的負荷は「強」となる旨、及び請求人が平成〇年〇月〇日に解雇されていることについて、職場の支援・協力が皆無であり、出来事後の総合評価を強める要素となる旨主張しているが、何れの主張も、仮にそれが事実であったとしても、具体的出来事に該当しないものと判断され、認められない。

したがって、具体的出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の心理的負荷の総合評価は「中」であり、「上司とのトラブルがあった」の心理的負荷の総合評価は、「弱」であることから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。